

薬生発 1002 第 1 号
平成 29 年 10 月 2 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

眼内レンズ承認基準の改正について

眼内レンズ承認基準については、「眼内レンズ承認基準の制定について」（平成 17 年 4 月 1 日付け薬食発第 0401036 号厚生労働省医薬食品局長通知。以下「改正前基準通知」という。）により示してきたところですが、今般、国際標準化機構が定める眼内レンズに係る規格が改正されたこと等に伴い、下記のとおり当該承認基準を改正しましたので、御了知の上、貴管内関係団体、関係事業者等への周知方お願いします。

なお、本通知の写しを独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長、一般社団法人日本医療機器産業連合会会長、一般社団法人米国医療機器・I V D 工業会会長、欧州ビジネス協会医療機器・I V D 委員会委員長及び医薬品医療機器等法登録認証機関協議会代表幹事宛て送付することとしていることを申し添えます。

記

1. 改正の内容

改正前基準通知別添 1 及び別添 2 に定める「眼内レンズの製造販売承認申請に添付すべき臨床試験の試験成績に関する資料の添付が不要の範囲」及び「眼内レンズ承認基準」について、国際標準化機構が定める眼内レンズに係る規格が改正されたこと等に伴い、別添 1 及び別添 2 のとおり記載整備等の改正をしたこと。

2. 承認基準の不適合品の取扱いについて

本承認基準の「適用範囲」に該当する眼内レンズであって、当該承認基準に適合しないものについては、「医療機器の製造販売承認申請について」（平成26年11月20日付け薬食発第1120第5号厚生労働省医薬食品局長通知。以下「承認申請通知」という。）における承認基準なし（承認基準不適合）の取扱いとなること。

3. 既承認品の取扱いについて

既に承認を受けている眼内レンズのうち、改正後の承認基準に適合しないものについては、承認基準に適合させるための承認事項の一部変更申請を別途行う必要はないものとする。

なお、既承認品に係る今後行われる承認事項の一部変更申請は、変更後の製品が本基準に適合しない場合には、承認申請通知における承認基準なし（承認基準不適合）の取扱いとなることに留意すること。

4. 適用期日

本基準は、本通知の発出日から適用すること。ただし、本通知の発出日において、改正前基準通知に基づく製造販売承認申請中又は承認事項一部変更承認申請中であって、処分がされていないものについては、なお従前の例によること。

眼内レンズの製造販売承認申請に添付すべき臨床試験の試験成績に関する資料の添付が不要の範囲

眼内レンズの製造販売承認申請に添付すべき臨床試験の試験成績に関する資料の取扱いについては下記のとおりとする。

第 1 臨床試験の試験成績に関する資料の添付の必要のない範囲について

次に該当する製造販売承認申請（承認事項一部変更承認申請を含む）の場合には臨床試験の試験成績に関する資料の添付は必要ないこと。

- (1) 光学部径（5.0 mm～7.5 mmの範囲）
- (2) 有効光学部径（4.25 mm以上確保されていること）
- (3) 光学部の形状（両凸、凸平、平凸、両凹、凹平、平凹、凹凸、メニスカス、非球面、オーバルの範囲で、眼内レンズ承認基準の光学特性に適合すること）
- (4) ポジショニングホールの数、位置又は径
- (5) 光学部辺縁の形状（タブ又はリッジの追加、エッジ等の軽微な形状変更）
- (6) レンズ度数範囲及び度数刻みの設定（眼内レンズ承認基準の光学特性に適合すること）
- (7) 支持部の鏡像形状（左右対称形状）
- (8) 支持部角度（眼内主点屈折力+20.0 Dでサジッタが1.6 mm以内であること）
- (9) 支持部の部分形状（ノッチ、小ループの追加又はループ先端形状の変更）
- (10) 支持部の径、厚さ、幅、形状及び配置（機械的特性試験の単位接触荷重が0 mN/度を超え、 2.94×10^{-1} mN/度以下であること）
- (11) 全長（10.5 mm～14.5 mmの範囲）
- (12) 支持部又は光学部の既承認材料との組合せ（機械的特性試験の単位接触荷重が0 mN/度を超え、 2.94×10^{-1} mN/度以下であること）
- (13) 既承認品と同一性を有する支持部又は光学部の原材料（既承認品と同一であることが確認できる資料を提出すること）

眼内レンズ承認基準

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 2 条第 5 項から第 7 項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成 16 年厚生労働省告示第 298 号）別表第 1 第 643 号に規定する後房レンズ及び第 646 号に規定する挿入器付後房レンズについて、次のとおり承認基準を定め、平成 29 年 10 月 2 日から適用する。

眼内レンズ承認基準

1. 適用範囲

眼内レンズの製造販売承認申請に添付すべき臨床試験の試験成績に関する資料の添付が不要の範囲（別添 1）に適合する眼内レンズ。

2. 技術基準

別紙 1 に適合すること。

3. 使用目的又は効果

使用目的又は効果は、無水晶体眼の視力補正であること。

4. 基本要件への適合性

別紙 2 に示す基本要件適合性チェックリストに基づき基本要件への適合性を説明するものであること。

5. その他

構造、使用方法、性能等が既存の医療機器と明らかに異なる場合については、本基準に適合しないものとする。

眼内レンズ承認基準における技術基準

1 適用範囲

この基準は、無水晶体眼の視力補正をするために水晶体の代用として挿入される眼内レンズのうち、既存品との同等性を有する単焦点の後房レンズ及び挿入器付後房レンズに適用する。

また、この基準の適用範囲は、技術基準に定める試験により性能等の評価が可能な単焦点レンズであり、例えば追加の光学試験が必要となるトーリックレンズ等は、この基準の適用範囲に含まない。

2 引用規格

この基準は、次の規格又は基準（以下「規格等」という。）を引用する。

次に掲げる規格等以外であっても、これらの規格等と同等以上の場合には、この基準への適合を示すために使用することができる。

- 2.1 **ISO 11979-1:2012**, Ophthalmic implants – Intraocular lenses – Part 1: Vocabulary （以下「ISO 11979-1」という。）
- 2.2 **ISO 11979-2:2014**, Ophthalmic implants – Intraocular lenses – Part 2: Optical properties and test methods （以下「ISO 11979-2」という。）
- 2.3 **ISO 11979-3:2012**, Ophthalmic implants – Intraocular lenses – Part 3: Mechanical properties and test methods （以下「ISO 11979-3」という。）
- 2.4 **ISO 11979-4:2008**, Ophthalmic implants – Intraocular lenses – Part 4: Labelling and information
- 2.5 **ISO 11979-5:2006**, Ophthalmic implants – Intraocular lenses – Part 5: Biocompatibility （以下「ISO 11979-5」という。）
- 2.6 **ISO 11979-6:2014**, Ophthalmic implants – Intraocular lenses – Part 6: Shelf-life and transport stability testing （以下「ISO 11979-6」という。）
- 2.7 **ISO 10993-7:2008**, Biological evaluation of medical devices – Part 7: Ethylene oxide sterilization residuals （以下「ISO 10993-7」という。）
- 2.8 **ISO 10993-12:2012**, Biological evaluation of medical devices – Part 12: Sample preparation and reference materials （以下「ISO 10993-12」という。）
- 2.9 平成 24 年 3 月 1 日薬食機発 0301 第 20 号「医療機器の製造販売承認申請等に必要な生物学的安全性評価の基本的考え方について」（以下「生物学的安全性評価の基本的考え方」という。）
- 2.10 平成 29 年 2 月 15 日薬生監麻発 0215 第 13 号「滅菌バリデーション基準の改正について」（以

下「滅菌バリデーション基準」という。)

- 2.11 平成 22 年 10 月 12 日薬食機発 1012 第 2 号「エチレンオキサイド滅菌における滅菌残留物の許容限度の取扱いについて」(以下「滅菌残留物の許容限度」という。)

3 定義

用語の定義は、ISO 11979-1 を参照する他、以下による。

- 3.1 眼内レンズ (IOL: Intraocular Lens) : 無水晶体眼の視力補正をするために、水晶体の代用として挿入する人工レンズで、屈折機能を有する光学部とそれを眼内に固定する支持部とから成る。
- 3.2 後房レンズ : 眼の後房にレンズ全体が挿入されるよう設計された眼内レンズ。光学部の面形状には、球面、非球面のものがある。
- 3.3 ワンピース眼内レンズ : 光学部と支持部が同一材料若しくは異なる材料で一体となって構成された眼内レンズ。
- 3.4 マルチピース眼内レンズ : 光学部と支持部が異なる材料若しくは同一材料で互いに組み立てられた眼内レンズ。
- 3.5 フォールダブル眼内レンズ : 眼内へ挿入する前に、光学部を折り畳んで、あるいは変形させて、小切開創から挿入することができる眼内レンズ。
- 3.6 挿入器付後房レンズ : 単回使用眼内レンズ挿入器 (以下「挿入器」という。) に予め装填された後房レンズ。
- 3.7 主点屈折力 : 近軸領域においてレンズの後側主点から後側焦点までの距離を焦点距離とし、焦点距離の逆数に後側空間の媒質の屈折率を乗じた値。眼内の場合、媒質は房水で、その屈折率は波長 546.07 nm (Hg, e線) において 1.336 とする。屈折力の単位は、メートルの逆数 [m^{-1}] すなわちディオプトリー [D] を用いる。
- 3.8 解像力 : 解像力ターゲットを十分遠方に置き、空気中で当該レンズの後側焦点面に結像させたとき、その像面上で解像し得る限界を 1 mm 当たりの格子本数で表したもので、単位は [本/mm] である。
- 3.9 MTF: Modulation Transfer Function の略で空間周波数特性と呼ばれる。種々の細かさの明暗縞を当該レンズを含む水を満たした模型眼の光学系で結像させたとき、その明暗縞のコントラストがどのように変化したかを表したもの。入力側のコントラストと出力側のコントラストの比をとり、これを入力光の空間周波数の関数として示す。尚、空間周波数とは長さの逆数の単位 [本/mm] である。
- 3.10 非球面 : 球面 (平面を含む) 以外の屈折面。

- 3.11 有効光学部径：眼内レンズの光軸を中心とする同心円で、レンズとして機能する部分のみを含む円の最大直径。
- 3.12 ボールトハイト：光軸に垂直で支持部最前部を含む平面と光学部前面との間の距離。
- 3.13 サジッタ：光軸に垂直で光学部又は支持部の最前部を含む平面と最後部を含む平面との間の距離。
- 3.14 ポジショニングホール：手術時の操作に使用される光学部に設けられた穴で、穴が貫通しているものとしていないものがある。
- 3.15 一次包装：眼内レンズを直接に被う容器（レンズケースに相当）及び無菌性を保持するための包装（滅菌バッグに相当）で、そのままの形では流通することが考えられないものをいい、さらにこれが二次包装される場合には、いわゆる「内袋」に該当する。
- 3.16 二次包装：一次包装を直接に被う容器（外箱に相当）で、通常一枚の一次包装された眼内レンズを入れるものをいう。
- 3.17 使用期限：眼内レンズを人眼に使用するために、品質が保証される期限。

4 材料及び形状・構造

対象とする光学部の材料は、「ポリメチルメタクリレート」等の硬質なアクリル樹脂や、「シリコーン」、「アクリル樹脂」等の軟質な合成樹脂である。軟質な「アクリル樹脂」には「ポリヒドロキシエチルメタクリレート」等の含水性合成樹脂と「ポリフェニルエチルアクリレート」等の非含水性合成樹脂とがある。対象とする支持部の材料は「ポリプロピレン」、「ポリビニリデンフロライド」、「ポリメチルメタクリレート」、「ポリイミド」、「シリコーン」等の合成樹脂である。

対象とする形状及び構造は、一端が光学部に固定され他端が自由なオープンループ形状で上又は下に凸の様な曲線状を呈する一対の支持部が配置されたワンピース眼内レンズ及びマルチピース眼内レンズである。

光学部の面形状として球面、非球面がある。挿入器付後房レンズは、挿入器に後房レンズが予め装填された構造である。

5 物理的要求事項

5.1 外観

光学部は、均一性及び透明性が求められ、表面には引っ掻き傷、穴、突起、ひび、凹凸等の眼組織に有害な影響を与える恐れのある欠陥がなく、内部には気泡、不純物、変色等光学性能に影響を与える恐れのある欠陥がなく、辺縁は平滑に仕上げられていなくてはならない。

支持部は、表面に著しいすじ、泡、傷、ばり、割れ、まくれ等の眼組織に有害な影響を与える恐れのある欠陥がなく、平滑に仕上げられていなくてはならない。

眼内レンズの外観は、適切な照明を用いて 10 倍以上の実体顕微鏡で観察しなければならない。

挿入器付後房レンズの場合、挿入器は、目視で検査したとき、内面に微粒子又は異物の付着があってはならない。

5.2 寸法

- 5.2.1 光学部径は、設計値の $\pm 0.10\text{ mm}$ 以内でなければならない。光学部が楕円形の場合は、短軸径及び長軸径をそれぞれの光学部径とする。
- 5.2.2 全長は、設計値に対して、ワンピース眼内レンズでは $\pm 0.20\text{ mm}$ 以内、マルチピース眼内レンズでは $\pm 0.30\text{ mm}$ 以内でなければならない。
- 5.2.3 有効光学部径は、設計値の $\pm 0.15\text{ mm}$ 以内でなければならない。
- 5.2.4 ボールトハイトは設計値に対して、ワンピース眼内レンズでは $\pm 0.25\text{ mm}$ 以内、マルチピース眼内レンズでは $\pm 0.35\text{ mm}$ 以内でなければならない。
- 5.2.5 サジッタは、設計値に対して、ワンピース眼内レンズでは $\pm 0.35\text{ mm}$ 以内、マルチピース眼内レンズでは $\pm 0.45\text{ mm}$ 以内でなければならない。
- 5.2.6 ポジショニングホルの径は、設計値の $+0.05 \sim -0.00\text{ mm}$ でなければならない。

5.3 光学特性

5.3.1 屈折力

眼内レンズの屈折力の表示は、波長 546.07 nm (Hg, e 線) の単色光に対する眼内主点屈折力を用いる。眼内レンズの屈折力の公差^{注1), 注2)}は、製品ラベル等に表示された屈折力 (D_L) に対して、表 1 の範囲になければならない。

試験は、ISO 11979-2 の試験方法を参考に実施する。

表 1 屈折力の公差

表示された屈折力 (D_L)	屈折力の公差
$0.0 \leq D_L \leq 15.0$	± 0.3
$15.0 < D_L \leq 25.0$	± 0.4
$25.0 < D_L \leq 30.0$	± 0.5
$30.0 < D_L$	± 1.0

単位 : [D]

注 1) 屈折力の公差は、正の屈折力と同様に負の屈折力についても適用される。

注 2) すべての屈折力の範囲において、どの経線における屈折力も公差内であること。

5.3.2 結像性能

眼内レンズの結像性能は、解像力又は MTF のいずれかの基準を満足しなければならない。

解像力：屈折力に対応した理想レンズの理論解像力の60%以上でなければならない。

MTF：眼内レンズを含む水を満たした模型眼のMTFは、空間周波数100本/mmにおいて、0.43以上、又はその眼内レンズを含む模型眼のMTF理論計算値の70%以上でなければならない。ただし、いかなる場合にも、MTFは0.28以上であること。

試験は、ISO 11979-2 の試験方法を参考に実施する。

5.3.3 分光透過率

眼内レンズの分光透過率(300 nm～1,100 nm)を測定すること。

試験は、ISO 11979-2 の試験方法を参考に実施する。

5.4 機械的特性

眼内レンズの機械的特性として、下記の試験を実施すること。

試験は、ISO 11979-3 の試験方法を参考に実施する。

5.4.1 圧縮荷重試験

5.4.2 圧縮時の軸方向偏位試験

5.4.3 圧縮時の光学部中心偏位試験

光学部中心偏位の算術平均値と標準偏差の 2 倍の和が有効光学部径の 10%を超える場合は、ISO 11979-2 に従って、同一の中心偏位の条件を設定した模型眼において、MTF が指定された規格内にあることを実証しなければならない。

5.4.4 圧縮時の光学部傾斜試験

光学部傾斜の算術平均値と標準偏差の 2 倍の和が 5° を超える場合は、ISO 11979-2 に従って、同一の光学部傾斜の条件を設定した模型眼において、MTF が指定された規格内にあることを実証しなければならない。

5.4.5 圧縮時の接触角度試験

5.4.6 圧縮荷重低下試験

5.4.7 支持部引張強度試験

支持部引張強度は 0.25 N 以上でなければならない。

5.4.8 単位接触荷重の算出

単位接触荷重＝圧縮荷重/接触角度(mN/度)として定義される値を算出すること。

5.5 折り畳み後の形状復帰評価試験

フォールダブル眼内レンズの場合、臨床使用を想定して、同じ器具あるいは同等な器具を使用して、同じ方法で折り畳み若しくは変形させ開放する。開放後 26 時間以内に、5.1 外観、5.2 寸法（5.2.2 全長、5.2.5 サジッタ）及び 5.3 光学特性（5.3.1 屈折力、5.3.2 結像性能）の試験を実施し、基準を満たすことを確認すること。

6 物理化学的要求事項

次の 6.1 から 6.3 までは掲げる試験を実施すること。試験は、ISO 11979-5 の試験方法を参考に実施する。

6.1 溶出物試験

溶出による材料劣化の可能性を確認するために、滅菌済み眼内レンズを 2 種類の溶媒（水系溶媒及び親油性溶媒）を用いて抽出し、UV 吸収剤、添加物、分解産物等の定性分析及び定量分析を実施する。抽出処理後の試験試料について、分光透過率を測定し、対照試料と比較する。

6.2 加水分解安定性試験

加水分解による材料劣化の可能性を確認するために、滅菌済み眼内レンズを水系溶媒（ISO 10993-12 参照）を用いて抽出し、UV 吸収剤、添加物、分解産物等の定性分析及び定量分析を実施する。加水分解処理後のレンズについて、重量及び分光透過率を測定し、対照試料と比較すると共に、光学顕微鏡及び走査型電子顕微鏡で観察し、劣化の有無を確認する。

6.3 Nd-YAG レーザー照射試験

Nd-YAG レーザー照射による物理化学的影響を確認するために、眼内レンズに Nd-YAG レーザーを照射後、生理食塩液抽出物について定性分析を実施し、さらに「生物学的安全性評価の基本的考え方」に基づいて生理食塩液抽出物の細胞毒性を評価する。

7 生物学的要求事項

眼内レンズの生物学的安全性を確認するために、次の 7.1～7.4 に定める試験を実施すること。挿入器付後房レンズの場合、挿入器の生物学的安全性については次の 7.1、7.3、7.5 に定める試験により確認すること。

試験は「生物学的安全性評価の基本的考え方」の試験方法を参考に実施する。

7.1 細胞毒性試験

7.2 遺伝毒性試験

7.2.1 復帰突然変異試験

7.2.2 染色体異常試験、小核試験又はマウスリンフォーマ TK 試験から 1 試験

7.3 感作性試験

7.4 埋植試験（短期筋肉内埋植試験又は眼内埋植試験）

7.5 眼刺激性試験

8 安定性に関する要求事項

最終包装の滅菌済み眼内レンズ(挿入器付後房レンズにあっては眼内レンズとその挿入器も含む)の使用期限及び推奨する保存条件又は輸送条件を決定するために、次の製品安定性試験及び輸送安定性試験を実施すること。

試験は、ISO 11979-6 を参考に実施する。

8.1 製品安定性試験

製品安定性は、長期安定性試験若しくは加速安定性試験で評価すること。

8.1.1 長期安定性試験

長期安定性試験は、ISO 11979-6 に基づき実施すること。

8.1.2 加速安定性試験

加速安定性試験の試験条件は ISO 11979-6 を参考に設定を行うこと。

8.2 輸送安定性試験

試験条件は、出荷後輸送中に想定される最高温度及び最低温度等の影響を検出できる条件を設定して、実施すること。

9 無菌性の保証

滅菌した製品は、「滅菌バリデーション基準」に基づき、無菌性の担保を図ること。

10 滅菌残留物試験

エチレンオキサイド滅菌を行った眼内レンズ及び挿入器付後房レンズに残留する滅菌残留物の許容限度は、以下に適合しなければならないものとする。

試験は、ISO 10993-7 の試験方法を参考に実施する。

10.1 エチレンオキサイド

眼内レンズに残留するエチレンオキサイド（以下「EO」という。）は、レンズ1枚につき1日当たり 0.5 μg 又はレンズ1枚当たり 1.25 μg を超えてはならない。また、挿入器付後房レンズの場合、挿入器に残留する EO は、患者へ移行する EO の1日平均用量が 4 mg を超えないこと。

10.2 エチレンクロロヒドリン

エチレンクロロヒドリン（以下「ECH」という。）の存在が明らかになったときは、最大許容量は以下に適合すること。

眼内レンズの ECH 許容レベルは、EO の対応するレベルの約 4 倍高いことを考慮して評価することが必要となる場合がある。また、挿入器付後房レンズの場合、挿入器の ECH 残留物は、患者へ移行する ECH の1日平均用量が 9 mg を超えないこと。

11 包装

11.1 一次包装

一次包装は、使用前に容易に破損及びピンホールを生ずるおそれがなく、微生物の侵入を防止することができ、通常の取扱い、輸送、保管中に内容製品を適切に保護できるものであること。

11.2 二次包装

二次包装は、取扱い、輸送、保管中に内容製品及び一次包装を適切に保護できるものであること。

12 表示

法で求められる表示事項に加え、一次包装、二次包装それぞれに対して次の事項を表示すること。

12.1 一次包装

一次包装には、次の事項を表示しなければならない。

12.1.1 販売名又はモデル名

12.1.2 ロット番号又はシリアル番号

12.1.3 眼内主点屈折力（ディオプトリー又はD）

12.1.4 光学部径（mm）（円形でない場合は、長軸と短軸の寸法を示すこと。図面に示すことも可）

12.1.5 全長（mm）（ ϕ 又は図面に示すことも可）

12.1.6 「滅菌済」又は「Sterile」等滅菌済みであることの表示

12.2 二次包装

二次包装には、次の事項を表示しなければならない。

12.2.1 販売名及びモデル名

12.2.2 ロット番号又はシリアル番号

- 12.2.3 滅菌方法
- 12.2.4 眼内主点屈折力（ディオプトリー又はD）
- 12.2.5 光学部径（mm）（円形でない場合は、長軸と短軸の寸法を示すこと。図面に示すことも可）
- 12.2.6 全長（mm）（φ又は図面に示すことも可）
- 12.2.7 レンズ形状（図面に示すことも可）
- 12.2.8 挿入部位
- 12.2.9 術者にとって挿入レンズの屈折力の算出に有用な情報（A定数など）
- 12.2.10 「滅菌済」又は「Sterile」等滅菌済みであることの表示
- 12.2.11 使用期限（EXP date などの表示も可）

基本要件適合性チェックリスト（眼内レンズ承認基準）

第一章 一般的要求事項

基本要件	当該機器への 適用・不適用	適合の方法	特定文書の確認
（設計） 第一条 医療機器（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。以下同じ。）は、当該医療機器の意図された使用条件及び用途に従い、また、必要に応じ、技術知識及び経験を有し、並びに教育及び訓練を受けた意図された使用者によって適正に使用された場合において、患者の臨床状態及び安全を損なわないよう、使用者（当該医療機器の使用に関して専門的知識を要する場合にあつては当該専門的知識を有する者に限る。以下同じ。）及び第三者（当該医療機器の使用に当たって安全や健康に影響を受ける者に限る。第四条において同じ。）の安全や健康を害することがないよう、並びに使用の際に発生する危険性の程度が、その使用によって患者の得られる有用性に比して許容できる範囲内にあり、高水準の健康及び安全の確保が可能なように設計及び製造されていなければならない。	適用	要求項目を包含する認知された基準に適合することを示す。 認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成16年厚生労働省令第169号） JIS T 14971：「医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用」
（リスクマネジメント） 第二条 医療機器の設計及び製造に係る製造販売業者又は製造業者（以下「製造販売業者等」という。）は、最新の技術に立脚して医療機器の安全性を確保しなければならない。危険性の低減が要求される場合、製造販売業者等は各危害についての残存する危険性が許容される範囲内にあると判断されるように危険性を管理しなければならない。この場合において、製造販売業者等は次の各号に掲げる事項を当該各号の順序に従い、危険性の管理に適用しなければならない。 一 既知又は予見し得る危害を識別し、意図された使用方法及び予測し得る誤使用に起因する危険性を評価すること。 二 前号により評価された危険性を本質的な安全設計及び製造を通じて、合理的に実行可能な限り除去すること。 三 前号に基づく危険性の除去を行った後に残存する危険性を適切な防護手段	適用	認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	JIS T 14971：「医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用」

(警報装置を含む。)により、合理的に実行可能な限り低減すること。 四 第二号に基づく危険性の除去を行った後に残存する危険性を示すこと。			
(医療機器の性能及び機能) 第三条 医療機器は、製造販売業者等の意図する性能を発揮できなければならない、医療機器としての機能を発揮できるよう設計及び製造されなければならない。	適用	要求項目を包含する認知された基準に適合することを示す。	医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成 16 年厚生労働省令第 169 号）
(製品の有効期間又は耐用期間) 第四条 製造販売業者等が設定した医療機器の製品の有効期間又は耐用期間内において当該医療機器が製造販売業者等の指示に従って、通常の使用条件の下で発生しうる負荷を受け、かつ、製造販売業者等の指示に従って適切に保守された場合に、医療機器の特性及び性能は、患者、使用者及び第三者の健康及び安全を脅かす有害な影響を与える程度に劣化等による悪影響を受けるものであってはならない。	適用	要求項目を包含する認知された基準に適合することを示す。 認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成 16 年厚生労働省令第 169 号） JIS T 14971:「医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用」
(輸送及び保管等) 第五条 医療機器は、製造販売業者等の指示及び情報に従った条件の下で輸送及び保管され、かつ意図された使用方法で使用された場合において、その特性及び性能が低下しないよう設計、製造及び包装されていなければならない。	適用	要求項目を包含する認知された基準に適合することを示す。 認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。 認知された基準の該当する項目に適合することを示す。	医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成 16 年厚生労働省令第 169 号） JIS T 14971:「医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用」 眼内レンズ承認基準における技術基準 8.1 製品安定性試験 8.2 輸送安定性試験
(医療機器の有効性) 第六条 医療機器の既知又は予測することができる全ての危険性及び不具合は、通常の使用条件の下で、合理的に実行可能な限り低減され、当該医療機器の意図された有効性と比較した場合に受容できるものでなければならない。	適用	リスク分析を行い、便益性を検証する。 便益性を検証するために、認知された基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 14971:「医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用」 眼内レンズ承認基準における技術基準 5.1 外観 5.2 寸法 5.3 光学特性 5.3.1 屈折力 5.3.2 結像性能

第二章 設計及び製造要求事項

(医療機器の化学的特性等)			
第七条 医療機器は、使用材料の選定について、必要に応じ、次の各号に掲げる事項について注意が払われた上で、設計及び製造されていなければならない。 一 毒性及び可燃性 二 使用材料と生体組織、細胞及び体液との間の適合性 三 硬度、摩耗及び疲労度等	適用 適用 適用	認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。 認知された基準の該当する項目に適合することを示す。 認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。 認知された基準の該当する項目に適合することを示す。 認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	JIS T 14971:「医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用」 眼内レンズ承認基準における技術基準 7. 生物学的要求事項 JIS T 14971:「医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用」 眼内レンズ承認基準における技術基準 7. 生物学的要求事項 JIS T 14971:「医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用」
2 分析機器等(専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医療機器のうち、人の身体に直接使用されることのないものをいう。以下同じ。)は、必要に応じ、当該分析機器等に使用材料と検体及び分析の対象となる物(生体組織、細胞、体液、微生物等を含む。)との間の不適合により生じる性能の低下を考慮し、設計及び製造されていなければならない。	不適用	分析機器等ではない。	
3 医療機器は、その使用目的に応じ、当該医療機器の輸送、保管及び使用に携わる者及び患者に対して汚染物質及び残留物質(以下「汚染物質等」という。)が及ぼす危険性を最小限に抑えるように設計、製造及び包装されていなければならない。また、汚染物質等に接触する生体組織、接触時間及び接触頻度について注意が払われていなければならない。	適用	認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。 認知された基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 14971:「医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用」 眼内レンズ承認基準における技術基準 7. 生物学的要求事項
4 医療機器は、通常の使用手順の中で当該医療機器と同時に使用される物質又はガスと安全に併用できるよう設計及び製造されていなければならない。また、医療機器の用途が医薬品の投与である場合、当該医療機器は、当該医薬品の承認内容及び関連	適用 不適用	認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。 医薬品の投与を意図した機器ではない。	JIS T 14971:「医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用」

する基準に照らして適切な投与が可能であり、その用途に沿って当該医療機器の性能が維持されるよう、設計及び製造されていなければならない。			
5 医療機器がある物質を必須な要素として含有し、当該物質が単独で用いられる場合に医薬品に該当し、かつ、当該医療機器の性能を補助する目的で人体に作用を及ぼす場合、当該医療機器(当該物質を含む。)の安全性、品質及び性能は、当該医療機器の使用目的に照らし、適正に検証されなければならない。	不適用	医薬品を含有する機器ではない。	
6 医療機器は、当該医療機器から溶出又は漏出する物質が及ぼす危険性が合理的に実行可能な限り、適切に低減するよう設計及び製造されていなければならない。特に発がん性、変異原性又は生殖毒性を有する物質には特別な注意を払わなければならない。	適用	認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。 認知された基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 14971:「医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用」 眼内レンズ承認基準における技術基準 6.1 溶出物試験 6.2 加水分解安定性試験 7. 生物学的要求事項
7 医療機器は、当該医療機器自体及びその目的とする使用環境に照らして、偶発的にある種の物質がその医療機器へ侵入する危険性又はその医療機器から浸出することにより発生する危険性を、合理的に実行可能な限り、適切に低減できるよう設計及び製造されていなければならない。	適用	認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	JIS T 14971:「医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用」
(微生物汚染等の防止)			
第八条 医療機器及び当該医療機器の製造工程は、患者、使用者及び第三者(当該医療機器の使用に当たって感染の危険性がある者に限る。以下この条において同じ。)に対する感染の危険性がある場合、これらの危険性を、合理的に実行可能な限り、適切に除去又は低減するよう、次の各号を考慮して設計されていなければならない。 一 取扱いを容易にすること。 二 必要に応じ、使用中の医療機器からの微生物漏出又は曝露を、合理的に実行可能な限り、適切に低減すること。 三 必要に応じ、患者、使用者及び第三者による医療機器又は検体への微生物汚染を防止すること。	適用 不適用 適用	要求項目を包含する認知された基準に適合することを示す。 微生物を封入した機器ではない。 要求項目を包含する認知された基準に適合することを示す。	医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令(平成16年厚生労働省令第169号) 医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令(平成16年

		厚生労働省令第 169 号) 認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	JIS T 14971:「医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用」
2 医療機器に組み込まれた動物由来の組織、細胞及び物質(以下「動物由来組織等」という。)は、当該動物由来組織等の使用目的に応じて獣医学的に管理及び監視された動物から採取されなければならない。製造販売業者等は、動物由来組織等を採取した動物の原産地に関する情報を保持し、動物由来組織等の処理、保存、試験及び取扱いにおいて、患者、使用者及び第三者に対する最適な安全性を確保し、かつ、ウイルスその他の感染性病原体対策のため、妥当性が確認されている方法を用いて、当該医療機器の製造工程においてそれらの除去又は不活化を図ることにより安全性を確保しなければならない。ただし、分析機器等であって、使用に当たりウイルスその他の感染性病原体が必要なもの又はそれらの除去若しくは不活化により性能が低下するものについては、この限りでない。	不適用	動物由来の原料又は材料を組み入れた機器ではない。	
3 医療機器に組み込まれたヒト由来の組織、細胞及び物質(以下「ヒト由来組織等」という。)は、適切な入手先から入手されたものでなければならない。製造販売業者等は、ドナー又はヒト由来の物質の選択、ヒト由来組織等の処理、保存、試験及び取扱いにおいて、患者、使用者及び第三者に対する最適な安全性を確保し、かつ、ウイルスその他の感染性病原体対策のため、妥当性が確認されている方法を用いて、当該医療機器の製造工程においてそれらの除去又は不活化を図ることにより安全性を確保しなければならない。ただし、分析機器等であって、使用に当たりウイルスその他の感染性病原体が必要なもの又はそれらの除去若しくは不活化により性能が低下するものについては、この限りでない。	不適用	ヒト由来の原料又は材料を組み入れた機器ではない。	
4 製造販売業者等は、医療機器に組み込まれた微生物由来組織等(微生物由来の細胞及び物質をいう。)の処理、保存、試験及び取扱いにおいて、患者、使用者及び第三者に対する最適な安全性を確保し、かつ、ウイルス及びその他の感染性病原体対策のため、妥当性が確認されている方法を用いて、当該医療機器の製造工程においてそ	不適用	微生物由来の原料又は材料を組み入れた機器ではない。	

これらの除去又は不活化を図ることにより安全性を確保しなければならない。ただし、分析機器等であって、使用に当たりウイルスその他の感染性病原体が必要なものの又はそれらの除去若しくは不活化により性能が低下するものについては、この限りでない。			
5 特別な微生物学的状態にあることを表示した医療機器は、販売時及び製造販売業者等により指示された条件で輸送及び保管する時に当該医療機器の特別な微生物学的状態を維持できるように設計、製造及び包装されていなければならない。	不適用	特別な微生物学的状態にある機器ではない。	
6 滅菌状態で出荷される医療機器は、再使用が不可能である包装がなされるよう設計及び製造されなければならない。当該医療機器の包装は適切な手順に従って、包装の破損又は開封がなされない限り、販売された時点で無菌であり、製造販売業者によって指示された輸送及び保管条件の下で無菌状態が維持され、かつ、再使用が不可能であるようにされてなければならない。	適用	認知された基準の該当する項目に適合することを示す。	眼内レンズ承認基準における技術基準 9. 無菌性の保証 11. 包装
7 滅菌又は特別な微生物学的状態にあることを表示した医療機器は、妥当性が確認されている適切な方法により滅菌又は特別な微生物学的状態にするための処理が行われた上で製造され、必要に応じて滅菌されていなければならない。	適用	認知された基準の該当する項目に適合することを示す。	眼内レンズ承認基準における技術基準 9. 無菌性の保証
8 滅菌を施さなければならない医療機器は、適切に管理された状態で製造されなければならない。	適用	要求項目を包含する認知された基準に適合することを示す。	医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成 16 年厚生労働省令第 169 号）
9 非滅菌医療機器の包装は、当該医療機器の品質を落とさないよう所定の清浄度を維持するものでなければならない。使用前に滅菌を施さなければならない医療機器の包装は、微生物汚染の危険性を最小限に抑え得るようなものでなければならない。この場合の包装は、滅菌方法を考慮した適切なものでなければならない。	不適用	滅菌品として供給される機器である。	
10 同一又は類似製品が、滅菌及び非滅菌の両方の状態で販売される場合、両者は、包装及びラベルによってそれぞれが区別できるようにしなければならない。	不適用	滅菌及び非滅菌の両方の状態で販売される機器ではない。	
(使用環境に対する配慮)			
第九条 医療機器が、他の医療機器、体外診断用医薬品その他の装置等と併用される場合は、当該医療機器と当該装置等が安全に接続され、かつ、当該併用により当該医	適用（挿入器付後房レンズ及び単回使用眼内	認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	JIS T 14971:「医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用」

療機器及び当該装置等の性能が損なわれないようにしなければならない。	レンズ挿入器を用いる場合)	認知された基準の該当する項目に適合することを示す。	眼内レンズ承認基準における技術基準 5.5 折り畳み後の形状復帰評価試験
2 前項の場合の使用上の制限事項は、医療機器に添付する文書又はその容器若しくは被包(第十七条において「添付文書等」という。)に記載されていないなければならない。	適用(挿入器付後房レンズ及び単回使用眼内レンズ挿入器を用いる場合)	認知された基準の該当する項目に適合することを示す。	医療機器の添付文書の記載要領の改正について(薬食発1002第8号:平成26年10月2日)
3 医療機器は、使用者が操作する液体又はガスの移送のための接続部又は機械的に結合される接続部について、不適切な接続から生じる危険性を最小限に抑えられるよう、設計及び製造されていないなければならない。	不適用	使用者が操作する液体又はガスの移送のための接続部又は機械的に結合される接続部を有する機器ではない。	
4 医療機器は、その使用に当たって患者、使用者及び第三者(医療機器の使用に当たって次の各号に掲げる危険性がある者に限る。)に生じる次の各号に掲げる危険性が、合理的かつ適切に除去又は低減されるように設計及び製造されなければならない。 一 物理的及び人間工学的特性に関連した傷害の危険性 二 医療機器の意図された使用目的における人間工学的特性、人的要因及びその使用環境に起因した誤使用の危険性 三 通常の状態で使用中に接触する可能性のある原材料、物質及びガスとの同時使用に関連する危険性 四 通常の使用条件の下で、曝露された物質、液体又はガスと接触して使用することに関連する危険性 五 プログラムと当該プログラムの実行環境との間で発生しうる干渉に関連する危険性	適用 適用 適用 不適用 不適用	認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。 認知された基準の該当する項目に適合することを示す。 認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。 曝露された物質、液体又はガスと接触して使用する機器ではない。 プログラムを用いた機器ではない。	JIS T 14971:「医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用」 眼内レンズ承認基準における技術基準 5.1 外観 5.2 寸法 JIS T 14971:「医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用」 JIS T 14971:「医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用」

六 物質が偶然に医療機器に侵入する危険性	適用	認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	JIS T 14971:「医療機器ーリスクマネジメントの医療機器への適用」
七 検体を誤認する危険性	不適用	検体を取り扱う機器ではない。	
八 研究又は治療のために通常使用される他の医療機器又は体外診断用医薬品と相互干渉する危険性	適用	認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	JIS T 14971:「医療機器ーリスクマネジメントの医療機器への適用」
九 保守又は較正が不可能な場合、使用材料が劣化する場合又は測定若しくは制御の機構の精度が低下する場合などに発生する危険性	適用	認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。 認知された基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 14971:「医療機器ーリスクマネジメントの医療機器への適用」 眼内レンズ承認基準における技術基準 6.2 加水分解安定性試験
5 医療機器は、通常の使用及び単一の故障状態において、火災又は爆発の危険性を最小限度に抑えるよう設計及び製造されていないと認められる。可燃性物質又は爆発誘因物質とともに使用される(これらの物質に曝露し、又はこれらの物質と併用される場合を含む。)ことが意図されている医療機器については、細心の注意を払って設計及び製造しなければならない。	不適用	通常使用時及び単一故障状態において、火災又は爆発をおこす機器ではない。	
6 医療機器は、意図する性能を発揮するために必要な調整、較正及び保守が安全に実施できるよう設計及び製造されていないと認められる。	不適用	意図する性能を発揮するために必要な調整、較正及び保守を行う機器ではない。	
7 医療機器は、すべての廃棄物の安全な処理を容易にできるように設計及び製造されていないと認められる。	適用	認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	JIS T 14971:「医療機器ーリスクマネジメントの医療機器への適用」
(測定又は診断機能に対する配慮)			
第十条 測定機能を有する医療機器及び診断用医療機器(専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医療機器をいう。)は、当該医療機器の使用目的に照らし、適切な科学的及び技術的方法に基づいて、十分な正確性、精度及び安定性を有するよう、設計及び製造されていないと認められる。正確性の限界は、製造販売業者等によって示されなければならない。	不適用	測定又は診断機能を有する機器ではない。	
2 分析機器等は、適切な科学的及び技術的方法に基づいて、その性能が使用目的に合致するように、設計及び製造されていないと認められる。設計に当たっては、感度、特異性、正確性に係る真度及び精度(反復	不適用	分析機器等ではない。	

性及び再現性を含む。)並びに既知の干渉要因の管理及び検出限界に適切な注意を払わなければならない。また、その性能は、製造販売業者等が設定する当該医療機器の有効期間又は耐用期間内において維持されなければならない。			
3 分析機器等の性能が較正器又は標準物質の使用に依存している場合、これらの較正器又は標準物質に割り当てられている値の遡及性は、利用可能な標準的な測定方法又は高次の標準物質を用いて保証されなければならない。	不適用	分析機器等ではない。	
4 測定装置、モニタリング装置又は表示装置の目盛りは、当該医療機器の使用目的に応じ、人間工学的な観点から設計されなければならない。	不適用	測定又は診断機能を有する機器ではない。	
5 数値で表現された値については、可能な限り標準化された一般的な単位を使用し、医療機器の使用者に理解されるものでなければならない。	不適用	測定又は診断機能を有する機器ではない。	
(放射線に対する防御)			
第十一条 医療機器(分析機器等を除く。)は、その使用目的に沿って、治療及び診断のために適正な水準の放射線の照射を妨げることなく、患者、使用者及び第三者(医療機器の使用に当たって放射線被曝の危険性がある者に限る。第六項において同じ。)への放射線被曝が、合理的に実行可能な限り適切に低減するよう、設計、製造及び包装されていなければならない。	不適用	放射線を照射する機器ではない。	
2 分析機器等は、その使用目的に沿って、測定等のために、適正な水準の放射線の照射を妨げることなく、患者、使用者及び第三者(分析機器等の使用に当たって放射線被曝の危険性がある者に限る。)への放射線被曝が、合理的に実行可能な限り適切に低減するよう、設計、製造及び包装されていなければならない。	不適用	分析機器等ではない。	
3 医療機器の放射線出力について、医療上その有用性が放射線の照射に伴う危険性を上回ると判断される特定の医療目的のために、障害発生の恐れ又は潜在的な危害が生じる水準の可視又は不可視の放射線が照射されるよう設計されている場合においては、線量が使用者によって制御できるように設計されていなければならない。当該医療機器は、関連する可変パラメータの許容される公差内で再現性が保証されるよう設計及び製造されていなければな	不適用	放射線を照射する機器ではない。	

らない。			
4 医療機器が、障害発生のおそれがある水準又は潜在的な危害が生じる水準の可視又は不可視の放射線を照射する場合には、照射を確認するための視覚的表示又は聴覚的警報を、合理的に実行可能な限り具備していなければならない。	不適用	放射線を照射する機器ではない。	
5 分析機器等は、照射する放射線の特性及び線量を合理的に実行可能な限り適切に制御又は調整できるよう、設計及び製造されていなければならない。	不適用	分析機器等ではない。	
6 医療機器は、意図しない二次放射線又は散乱線による患者、使用者及び第三者への被曝を、合理的に実行可能な限り低減するように設計及び製造されていなければならない。	不適用	放射線を照射する機器ではない。	
7 放射線を照射する医療機器の取扱説明書には、照射する放射線の性質、患者及び使用者に対する防護手段、誤使用の防止法並びに据付中の固有の危険性の排除方法について、詳細な情報が記載されていなければならない。	不適用	放射線を照射する機器ではない。	
8 電離放射線を照射する医療機器は、合理的に実行可能な限り、その使用目的に照らして、照射する放射線の線量、幾何学的及びエネルギー分布又は線質を変更及び制御できるよう、設計及び製造されなければならない。	不適用	電離放射線を照射する機器ではない。	
9 電離放射線を照射する診断用医療機器は、患者及び使用者の電離放射線の被曝を最小限に抑え、所定の診断目的を達成するため、適切な画像又は出力信号の質を高めるよう設計及び製造されていなければならない。	不適用	電離放射線を照射する機器ではない。	
10 電離放射線を照射する治療用医療機器は、照射すべき線量、ビームの種類及びエネルギー並びに必要なに応じ放射線ビームのエネルギー分布を確実にモニタリングし、かつ制御できるよう設計及び製造されていなければならない。	不適用	電離放射線を照射する機器ではない。	
(プログラムを用いた医療機器に対する配慮)			
第十二条 プログラムを用いた医療機器(医療機器プログラム又はこれを記録した記録媒体たる医療機器を含む。以下同じ。)は、その使用目的に照らし、システムの再現性、信頼性及び性能が確保されるよう設計されていなければならない。また、システムに一つでも故障が発生した場合、当該故障から生じる可能性がある危険性を、合	不適用	プログラムを用いた機器ではない。	

理的に実行可能な限り除去又は低減できるよう、適切な手段が講じられていなければならない。			
2 プログラムを用いた医療機器については、最新の技術に基づく開発のライフサイクル、リスクマネジメント並びに当該医療機器を適切に動作させるための確認及び検証の方法を考慮し、その品質及び性能についての検証が実施されていなければならない。	不適用	プログラムを用いた機器ではない。	
(能動型医療機器及び当該能動型医療機器に接続された医療機器に対する配慮)			
第十三条 能動型医療機器は、当該能動型医療機器に一つでも故障が発生した場合、当該故障から生じる可能性がある危険性を、合理的に実行可能な限り適切に除去又は低減できるよう、適切な手段が講じられていなければならない。	不適用	能動型医療機器ではない。	
2 内部電源医療機器の電圧等の変動が、患者の安全に直接影響を及ぼす場合、電力供給状況を判別する手段が講じられていなければならない。	不適用	内部電源を有する機器ではない。	
3 外部電源医療機器で、停電が患者の安全に直接影響を及ぼす場合、停電による電力供給不能を知らせる警報システムが内蔵されていなければならない。	不適用	外部電源に接続する機器ではない。	
4 患者の臨床パラメータの一つ以上をモニタに表示する医療機器は、患者が死亡又は重篤な健康障害につながる状態に陥った場合、それを使用者に知らせる適切な警報システムが具備されていなければならない。	不適用	臨床パラメータをモニタする機器ではない。	
5 医療機器は、通常の使用環境において、当該医療機器又は他の製品の作動を損なうおそれのある電磁的干渉の発生リスクを合理的に実行可能な限り低減するよう、設計及び製造されていなければならない。	不適用	電磁的妨害を発生する機器ではない。	
6 医療機器は、意図された方法で操作するために、電磁的妨害に対する十分な内在的耐性を維持するように設計及び製造されていなければならない。	不適用	電磁的妨害を受ける機器ではない。	
7 医療機器は、製造販売業者等の指示に基づき正常に据付けられ、及び保守され、かつ、通常の使用条件下又は当該医療機器の一つでも故障が発生した状態で使用される場合において、患者、使用者及び第三者(医療機器の使用に当たって偶発的に感電するおそれがある者に限る。)が偶発的に感電するおそれを合理的に実行可能な限り防止できるよう、設計及び製造されてい	不適用	感電するおそれのある機器ではない。	

なければならない。			
(機械的危険性に対する配慮)			
第十四条 医療機器は、動作抵抗、不安定性及び可動部分に関連する機械的危険性から、患者、使用者及び第三者(医療機器の使用に当たって機械的危険性がある者に限る。以下この条において同じ。)を防護するよう設計及び製造されていなければならない。	不適用	動作抵抗、不安定性及び可動部分を有する機器ではない。	
2 分析機器等は、可動部分に起因する危険性又は破壊、分離若しくは物質の漏出に起因する危険性がある場合には、その危険を防止するための、適切な仕組みが組み込まれていなければならない。	不適用	分析機器等ではない。	
3 医療機器は、振動発生が仕様上の性能の一つである場合を除き、特に発生源における振動抑制のための技術進歩や既存の技術に照らして、医療機器自体から発生する振動に起因する危険性を合理的に実行可能な限り最も低い水準に抑えられるよう設計及び製造されていなければならない。	不適用	振動を発生する機器ではない。	
4 医療機器は、雑音発生が仕様上の性能の一つである場合を除き、特に発生源における雑音抑制のための技術進歩や既存の技術に照らして、医療機器自体から発生する雑音に起因する危険性を、合理的に実行可能な限り最も低い水準に抑えるよう設計及び製造されていなければならない。	不適用	音を発生する機器ではない。	
5 使用者又は第三者が操作しなければならない電気、ガス又は水圧式若しくは空圧式のエネルギー源に接続する端末及び接続部は、可能性のある全ての危険性が最小限に抑えられるよう、設計及び製造されていなければならない。	不適用	使用者が電気、ガス又は水圧式(油圧式)若しくは空圧式のエネルギー源に接続する機器ではない。	
6 医療機器は、使用前又は使用中に接続することが意図されている特定部分の誤接続の危険性について、合理的に実行可能な限り最も低い水準に抑えられるよう設計及び製造されていなければならない。	不適用	使用前又は使用中に接続することが意図されている特定部分を有する機器ではない。	
7 医療機器のうち容易に触れることのできる部分(意図的に加熱又は一定温度を維持する部分を除く。)及びその周辺部は、通常の使用において、潜在的に危険な温度に達することのないようにしなければならない。	不適用	熱を発生する機器ではない。	
(エネルギー又は物質を供給する医療機器に対する配慮)			
第十五条 患者にエネルギー又は物質を供給する医療機器は、患者及び使用者の安全	不適用	エネルギー又は物質を患者に供給する機器ではない。	

を保証するため、供給量の設定及び維持ができるよう設計及び製造されていなければならない。			
2 医療機器には、危険が及ぶ恐れのある不適正なエネルギー又は物質の供給を防止又は警告する手段が具備され、エネルギー又は物質の供給源からの危険量のエネルギーや物質の偶発的な放出を可能な限り防止する適切な手段が講じられていなければならない。	不適用	エネルギー又は物質を患者に供給する機器ではない。	
3 医療機器には、制御器及び表示器の機能が明確に記されていなければならない。操作に必要な指示を医療機器に表示する場合、或いは操作又は調整用のパラメータを視覚的に示す場合、これらの情報は、使用者(医療機器の使用にあたって患者の安全及び健康等に影響を及ぼす場合に限り、患者も含む。)にとって、容易に理解できるものでなければならない。	不適用	エネルギー又は物質を患者に供給する機器ではない。	
(一般使用者が使用することを意図した医療機器に対する配慮)			
第十六条 一般使用者が使用することを意図した医療機器(医療機器のうち、自己検査医療機器又は自己投薬医療機器その他のその使用に当たり専門的な知識を必ずしも有しない者が使用することを意図したものをいう。以下同じ。)は、当該医療機器の使用者が利用可能な技能及び手段並びに通常生じ得る使用者の技術及び環境の変化の影響に配慮し、用途に沿って適正に操作できるように設計及び製造されていなければならない。	不適用	一般使用者が使用することを意図した機器ではない。	
2 一般使用者が使用することを意図した医療機器は、当該医療機器の使用、検体の使用(検体を使用する当該医療機器に限る。)及び検査結果の解釈に当たって、使用者が誤使用する危険性を合理的に実行可能な限り低減するように設計及び製造されていなければならない。	不適用	一般使用者が使用することを意図した機器ではない。	
3 一般使用者が使用することを意図した医療機器については、合理的に実行可能な限り、製造販売業者等が意図したように機能することを使用者が検証できる手順を定めておかなければならない。	不適用	一般使用者が使用することを意図した機器ではない。	
(添付文書等による使用者への情報提供)			
第十七条 製造販売業者等は、医療機器が製造販売される際に、使用者の医療機器に関する訓練及び知識の程度を考慮し、当該医療機器の添付文書等により、製造販売業者名、安全な使用方法及びその性能を確認す	適用	認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。 認知された基準の該当する	JIS T 14971:「医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用」 医療機器の添付文書の記載要

るために必要な情報を、使用者が容易に理解できるように提供しなければならない。		項目に適合することを示す。	領の改正について(薬食発1002第8号:平成26年10月2日) 眼内レンズ承認基準における技術基準 12. 表示
(性能評価及び臨床試験)			
第十八条 医療機器の性能評価を行うために収集されるすべてのデータは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)その他関係法令の定めるところに従って収集されなければならない。	適用	認知された基準に従ってデータが収集されたことを示す。	医療機器の製造販売承認申請について 第2の1別紙(薬食発1120第5号:平成26年11月20日)
2 臨床試験は、医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成十七年厚生労働省令第三十六号)に従って実行されなければならない。	不適用	臨床試験を必要とする機器ではない。	
3 医療機器は、第一項及び第二項に定めるもののほか、医療機器の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令(平成十七年厚生労働省令第三十八号)及び医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の製造販売後安全管理の基準に関する省令(平成十六年厚生労働省令第百三十五号)に基づき、当該医療機器に応じて必要とされる試験成績及びデータその他の記録により継続的に評価されなければならない。	適用(該当する場合)	認知された基準に従ってデータが収集されたことを示す。	医療機器の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令(平成17年厚生労働省令第38号)
	適用	認知された基準に従って実施されることを示す。	医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の製造販売後安全管理の基準に関する省令(平成16年厚生労働省令第135号)